

成蹊学園の採用活動におけるハラスメント防止の取り組みについて

<基本方針>

採用活動において、人権を侵害し、個人の尊厳を損ねるあらゆるハラスメント行為を禁止し、問題が発生した場合には就業規則に基づく処分等を行う等、厳しい姿勢で臨みます。

<具体的な取り組み>

採用活動において、求職者と教職員等が接点を持つ際には、ハラスメントが起こることがないように、次のルールを定めます。なお、採用活動とは、採用面接等の選考試験や採用説明会等の採用活動又はこれに関連する活動（研究・教育セミナー、模擬授業、教育実習、インターンシップ、OBOG 訪問等）と定義します。また、面会とは、採用活動において本学教職員等と求職者が会うことと定義します。

- ・採用活動における面会は、学園構内またはオンラインでの実施を基本とし、事情によりこれが難しい場合は第三者の目に触れる公的な場で実施します。
- ・採用活動のいかなる場面においても、飲酒を伴う会食を一切禁止します。
- ・採用活動に関するハラスメントを防止するため、相談窓口を設置します。

<採用活動に関わる教職員への教育>

ハラスメントを発生させないために、採用活動に関わる教職員等への周知を徹底いたします。

<採用活動におけるハラスメントに関する相談窓口>

採用活動に際して本学教職員等によるハラスメント行為が見られた場合は、下記の窓口までご相談ください。相談者の秘密は厳守されます。また、こちらへの相談は、本学の選考・合否結果には一切影響いたしません。

■相談窓口：

以下の URL をご確認ください。

<https://www.seikei.ac.jp/gakuen/about/efforts/harass/soudan.html>